

岡運輸第686号

許 可 書

木谷 佳弘 殿

平成29年10月27日付けで申請のあった自家用自動車有償貸渡許可申請
については、別紙の条件を付して許可する。

平成29年11月14日

中国運輸局岡山運輸支局長 岡 田 和 史



許可に付する条件

【変更事項の届出】

1. 次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく岡山運輸支局長に届け出なければならない。

- (1) 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- (2) 法人の役員
- (3) 貸渡料金及び貸渡約款
- (4) 貸渡しの廃止

【貸渡自動車の増車又は代替】

2. 貸渡自動車の増車又は代替（配置事務所別車種別の車両数の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、当該貸渡自動車の事務所別車種別の車両数を、配置事務所を管轄する運輸支局等に岡山運輸支局長の許可証の写しを添えて（岡山運輸支局長へ届け出る場合を除く。）、届け出なければならない。なお、貸渡自動車の車種は以下の車種区分によることとする。

- ① 自家用乗用車
- ② 自家用マイクロバス（乗車定員が29人以下であり、かつ車両長が7m以下の車両に限る。）
- ③ 自家用トラック
- ④ 特種用途自動車
- ⑤ 二輪車

【事務所の名称又は所在地】

3. 事務所の名称又は所在地の変更をしようとする者は、あらかじめ、変更後の事務所の名称又は所在地を当該事務所の所在地を管轄する運輸支局等に岡山運輸支局長の許可証の写しを添えて（岡山運輸支局長へ届け出る場合を除く。）、届け出なければならない。

【レンタカー型カーシェアリング】

4. 次の事項を実施しようとする者は、あらかじめ、岡山運輸支局長に届け出なければならない。

- ① レンタカー型カーシェアリングを行おうとする場合（乗り捨て（ワンウェイ）方式により実施する場合を含む）
- ② レンタカー型カーシェアリングを実施している事業者で、新たに乗り捨て（ワンウェイ）方式に移行する場合。
- ③ レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式を中止し、乗り捨て（ワンウェイ）方式以外の貸渡自動車として使用する場合。

【運転者の労務供給の禁止】

5. 「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）により運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに付随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならず、その旨を事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。

【名義貸しの禁止】

6. 自動車の貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。

【貸渡料金及び貸渡約款の掲示】

7. 貸渡料金及び貸渡約款は、事務所において公衆の見やすいように掲示しなければならない。

【車両管理の実施】

8. 貸渡自動車はその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかに関わらず、当該配置事務所において貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理を実施しなければならない。

なお、レンタカー型カーシェアリングを行う場合であって、IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を適確に把握することが可能であると認められるときには、この限りでない。

【貸渡簿の記録】

9. 貸渡自動車を管理する事務所ごとに、別記1の事項を記載する貸渡簿を備え、貸渡しの状況を適確に記録するとともに、少なくとも2年間以上保存しなければならない。

【貸渡証の交付】

10. レンタカー型カーシェアリングの場合を除き、借受人には、別記2の事項を記載した貸渡証を交付し、貸渡自動車の運転者にこれを携行するように指示しなければならない。

【貸渡実績報告書】

11. 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る様式1の「貸渡実績報告書」並びに前年度の6月30日、9月30日、12月31日及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表」を毎年5月31日までに岡山運輸支局長あて提出しなければならない。

【自家用バス及び霊柩車】

12. 自家用バス（乗車定員30人以上又は車両長が7mを超える車両に限る。）及び霊柩車の貸渡しを行ってはならない。

【自家用マイクロバス】

13. 自家用マイクロバス（乗車定員が29人以下であり、かつ車両長が7m以下の車両に限る。）の貸渡しを行う場合は、自家用自動車有償貸渡許可取扱要領第8条の要件を満たさなければならない。

【貸渡しの停止又は許可の取消】

14. 貸渡人が道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違反したときは、貸渡自動車の貸渡しを停止させ、又は許可を取り消すことがある。

【別記1】

貸渡簿（貸渡原票を綴ったものによって、貸渡簿に代えることができる。）の記載事項については、次のとおりとする。

- ア. 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ. 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
- ウ. 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ. 貸渡日時及び時間
- オ. 貸渡事務所、返還事務所
- カ. 運行区間又は行先及び利用人数並びに使用目的
（自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合に限り。）
- キ. 走行キロ数
- ク. 貸渡料金
- ケ. 事故に関する事項

【別記2】

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

- ア. 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ. 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
- ウ. 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ. 貸渡日時及び時間
- オ. 貸渡事務所、返還事務所
- カ. 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- キ. 次の遵守事項
 - ① 「運行中必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があつたときは、呈示しなければならない」旨の記載
 - ② 「自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることはできない」旨の記載
 - ③ 貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載
 - ④ 「貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる」旨の記載